

岬町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 岬町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成6年7月1日 (26年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処 理 区 域 内 人 口 密 度	28.7人／㎡	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区 ・南大阪湾岸南部処理区		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始当初より流域下水道に接続		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

基本料金有 従量制有(使用料量により 11段階の料金設定)

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	区分	基本料金6m ² まで	超過料金					
			水量	1m ² につき				
	一般汚水	414円	7m ² 以上10m ² まで	92円				
			11m ² 以上20m ² まで	103円				
			21m ² 以上30m ² まで	115円				
			31m ² 以上40m ² まで	126円				
			41m ² 以上50m ² まで	138円				
			51m ² 以上70m ² まで	161円				
			71m ² 以上100m ² まで	184円				
			101m ² 以上200m ² まで	207円				
			201m ² 以上500m ² まで	230円				
			501m ² 以上1,000m ² まで	276円				
	1,001m ² 以上	322円						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方								
同上								
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方								
浴場汚水		200m ² まで1m ² につき	26円					
		201m ² 以上1m ² につき	27円					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載		平成31年度	1,993	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成31年度	2,277	円
		平成30年度	1,993	円		平成30年度	2,310	円
		平成29年度	1,993	円		平成29年度	2,294	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	課長兼係長 1人 係員 3人 臨時職員1人
事業運営組織	岬町都市整備部土木下水道課下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	汚水マンホールポンプの点検業務を民間委託しています。 下水道使用料の徴収事務を大阪広域水道企業団へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	実績なし
	ウ PPP・PFI	実績なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実績なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実績なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

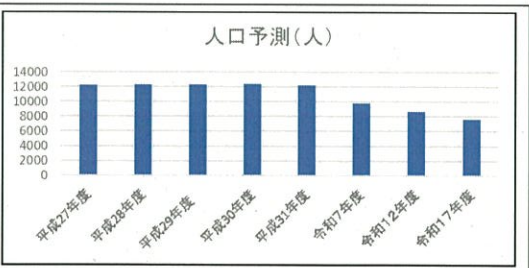
本町は、供用開始当初から単独で汚水処理場を持たず流域での共同処理を行っているため汚水処理原価が低く抑えられています。
下水道整備を始めたのが後発団体でありながら、普及率78.8%となっています。これは急激に下水道整備を進めた結果であります。そのため、現在、地方債償還金が下水道経営を圧迫しています。
普及率が78.8%で水洗化率は82.8%(平成31年度末)です。しかし、少子高齢化や節水意識の向上による使用料収入の減少及び大口企業の進出も見込めない現状を勘案しますと、安心・安全な下水道事業を推進するためには、水洗化率の向上が大きな課題となっています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

平成27年度:12,204人
平成28年度:12,296人
平成29年度:12,293人
平成30年度:12,385人
平成31年度:12,215人

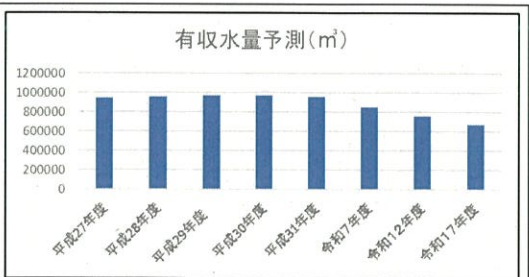
<予測>
社会保障・人口問題研究所HPより。
平成27年の総人口を100としたときの総人口の指数を準用。
令和7年度:9,812人(80.4)、令和12年度:8,654人(70.9)、令和17年度:7,566人(62.0)



(2) 有収水量の予測

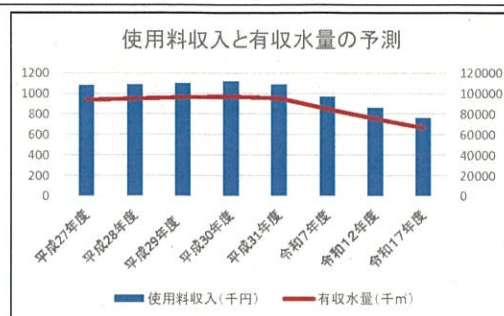
平成27年度:939,740㎡
平成28年度:951,544㎡
平成29年度:963,449㎡
平成30年度:968,777㎡
平成31年度:953,735㎡

<予測>
社会保障・人口問題研究所HPより。
平成27年の総人口を100としたときの総人口の指数を準用。
令和7年度:847,645㎡(80.4)、令和12年度:755,550㎡(70.9)、令和17年度:666,275㎡(62.0)



(3) 使用料収入の見通し

今後、経費回収率が大幅に低下する場合には、使用料金の見直しを検討します。



(4) 施設の見通し

岬町所有の施設は、污水管路施設約51km、マンホールポンプが46箇所があり、今後はこの下水道施設を適切に管理しながら、普及促進、改築事業、災害対応等を一体的に展開しなければなりません。また、これら施設の老朽化は懸念されているところであり、今後も安定した下水道サービスを持続的に提供するため、修繕・改築などの老朽化対策を講じる必要があります。

(5) 組織の見通し

現状の組織体制を維持しますが、組織や定員等については、常に現状を把握し、組織形態や業務量の整合性に努め、効率化を図ります。

3. 経営の基本方針

1. 計画策定の主旨

下水道は、健康で安全・快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な施設であります。しかし、国・地方とも厳しい財政状況の中、少子高齢化や節水意識の高まりによる水需要の減少や管渠の老朽化対策など新たな課題に対応するため、今まで以上に経営努力を重ねて事業経営を行っていかねばなりません。このような経営環境の中で、ライフラインとしての信頼性を確保し、「安全・安心」な下水道事業を行っていくために、経営戦略を策定するものです。

2. 下水道事業の現状と課題

本町の下水道事業は、平成元年度に都市計画決定をし、供用開始を平成6年度から開始しています。平成31年度までに、污水整備面積426ha、管渠延長51kmの整備を行い、78.8%となっております。下水道整備が後発団体でありながら普及率が高水準にあるのは、下水道整備を平成6年度、平成11年度から平成20年度にかけて集中的に進めてきたことによるものです。しかしながら、集中的に投資した期間の地方債償還金が下水道経営を圧迫する主な要因となり、今後発生する老朽管の更新についても同時期に対応が求められることが懸念されております。

3. 今後の経営方針

地方債残高抑制のため、新規事業を精査し、新規地方債発行額を抑えてまいります。
水洗化率向上に向け、啓発活動に力を入れてまいります。
今後、発生する老朽管対策については、施設の延命を図り更新費用の投資を控えて事業費の平準化に努めます。
令和6年4月1日から地方公営企業法を適用することにより、よりわかりやすい経営状況の開示に努め、経営の健全化に注視してまいります。
管渠施設の修繕等維持管理については、可能な限り予防保全は行わず必要最小限の対応を行います。
効率的な事業運営のため、最小限度の職員数で運営してまいります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	投資額の平準化を図り、効率的な投資に努めます。

1、汚水整備について

本町の汚水整備率は、78.8%です。
平成6年度、平成11年度から平成20年度にかけて、下水道整備を集中的に進めたため、現在地方債の償還額が経営を圧迫しています。
今後は、投資額の平準化を図るため、整備箇所を精査し、少しでも効率的な所に投資していきます。
事業費は、毎年5千万円を見込んで計画しています。

2、老朽管対策について

管渠の更新については、計画的に老朽管対策を行ってまいります。

3、法適化による公営企業会計への移行

令和6年度に公営企業会計へ移行する予定であります。
公営企業会計化することにより、下水道会計の見える化を進めてまいります。

4、投資の平準化について

建設改良費については、投資額が突出した年度がないように計画しております。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	国庫補助金や地方債を最大限に活用し、住民負担の軽減・負担の平準化に努めます。

1、使用料収入

人口減に対しては、水洗化率の向上を目指し、啓発活動を強化することにより収入を維持できるものとして計上しています。

2、企業債

地方債の償還が経営を圧迫している。企業債対策として工事箇所を精査することで大幅に地方債の新規発行額が低減されています。
償還額及び企業債残高については、年々減少の傾向にあります。
工事費を平準化することにより新規発行額を抑えてきました。この取り組みを継続するものとして費用を計上しています。
資本費平準化債については、制度改正により年々減額する見込みで計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1、職員給与費

給与費抑制のため55歳昇給停止で計上しています。

2、修繕費

維持管理費については、調査点検を実施し計画的に補修することとして経費を計上しました。
予防保全は極力控えることとして経費を計上しました。

3、委託費

職員数を最少人数にするため、委託できうるものは極力計上しています。

4、光熱水費等

本町の場合、汚水については、自然勾配で処理できないところが多く、ポンプ施設等の維持管理費が発生します。
汚水処理については、流域で共同処理しており、単独の処理場を有していません。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・南大阪湾岸流域(南部)公共下水道として広域化を継続していきます。 ・今後、人口減少が予測されることから、普及促進による大幅な使用料収入は見込めません。そのため、費用対効果の得られない区域は、効率的な下水道経営、持続的な下水道事業実施等の観点から整備計画区域の見直しを検討し、最適化に努めます。
投資の平準化に関する事項	未普及対策については、引き続き投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	汚水マンホールポンプの点検業務、下水道使用料の徴収の委託を行ってきたが、今後最適な手法を検討します。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、経費回収率が、大幅に低下する場合には使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	未利用地等の資産がなく、資産活用による収入の増加は見込めません。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし。
職員給与費に関する事項	現在、給与の基本給から2%減額するなど、職員給与の抑制に努めております。
動力費に関する事項	該当無し。
薬品費に関する事項	該当無し。
修繕費に関する事項	調査・点検を実施し、維持管理費の抑制に努めてまいります。
委託費に関する事項	職員数抑制のため、外部委託できるものは、今後も外部委託してまいります。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資・財政計画については、実績額を見極めた上で、見直しが必要であると考えております。経費回収率が大幅に低下し、使用料の改定が必要となれば、その時点で見直しを行います。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

大阪府 堺市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	78.78	85.50	1,990

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
15,634	49.18	317.89
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
12,215	4.26	2,867.37

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和元年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、分母となっている地方債償還金の増加に伴い、低減傾向にある。

経費回収率については、普及率が低いことなどから、汚水処理費に見合う使用料収入を確保できておらず、類似団体平均値を下回っている。

汚水処理原価については、ポンプ場等の施設を保有していないことから、類似団体平均値を下回っている。

水洗化については、類似団体平均値を上回ったが、高齢者世帯のうち多くの世帯で未接続の状況が見られる。

なお、施設利用率については、単独処理場を設置していないため、当該値を計上していない。

2. 老朽化の状況について

本町では、平成元年から下水道事業に着手しており、現在までに布設した管渠について、老朽化している箇所は見られない。ただし、附属を受けた管渠については、一部、管更生等の補修を行っている。

また、本町は、ポンプ場等の施設は保有していない。

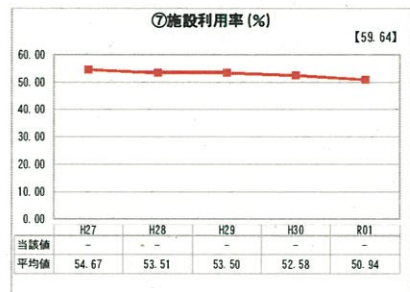
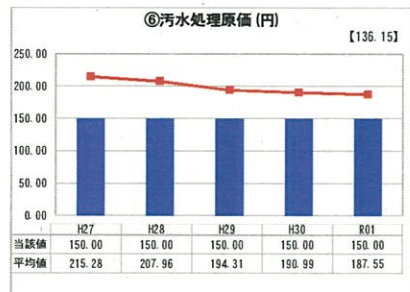
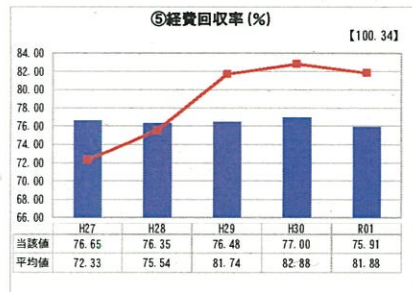
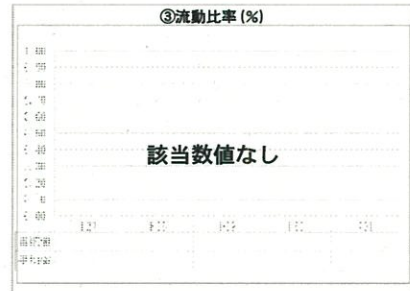
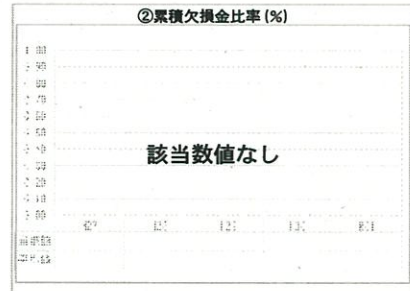
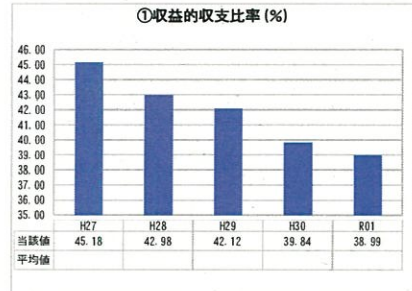
全体総括

収益的収支比率・経費回収率・水洗化率が低く、収支均衡を保つために現在、一般会計からの繰入金に頼る状況にある。

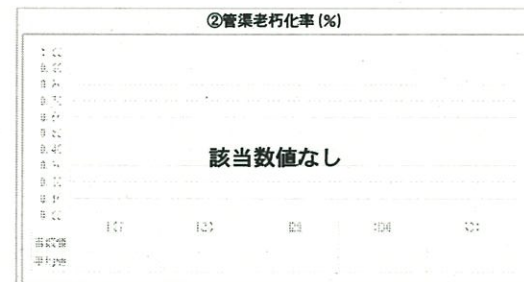
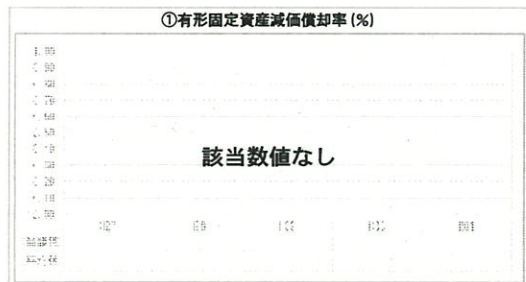
今後は、水洗化率の向上（広報掲載・住民説明会）や維持管理費・建設改良費の削減を図ること、経営健全化に努めていくものである。

令和3年3月に経営戦略を策定する予定である。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的 収 入	収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	204,381	216,337	209,005	202,048	204,494	203,898	192,177	193,959	188,918	194,730	197,657	200,584	199,222
		(1) 営 業 収 益 (B)	116,772	107,888	105,453	103,336	101,202	99,171	98,214	96,112	94,674	93,219	91,796	90,373	88,697
		ア 料 金 収 入	111,694	103,205	102,052	100,576	99,100	97,646	96,191	94,726	93,283	91,828	90,395	88,962	87,286
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	684	737	737	737	737	737	737	737	737	737	737	737	737
		ウ そ の 他	4,394	3,946	2,664	2,023	1,365	788	1,286	649	654	654	664	674	674
		(2) 営 業 外 収 益	87,609	108,449	103,552	98,712	103,292	104,727	93,963	97,847	94,244	101,511	105,861	110,211	110,525
		ア 他 会 計 繰 入 金	84,487	108,424	103,527	98,687	103,267	104,702	93,938	97,822	94,219	101,486	105,836	110,186	110,500
		イ そ の 他	3,122	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	収益的 支 出	2 総 費 用 (D)	246,008	184,091	172,939	166,183	159,838	150,338	145,468	145,316	140,005	138,351	140,138	141,925	144,858
		(1) 営 業 費 用	175,409	111,739	109,582	111,320	112,990	111,297	112,610	116,931	115,259	116,595	120,938	125,281	129,787
		ア 職 員 給 与 費	14,412	12,297	12,464	12,634	12,807	12,983	13,161	13,343	13,528	13,716	13,907	14,098	14,291
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	160,997	99,442	97,118	98,686	100,183	98,314	99,449	103,588	101,731	102,879	107,031	111,183	115,496
		(2) 営 業 外 費 用	70,599	72,352	63,357	54,863	46,848	39,041	32,858	28,385	24,746	21,756	19,200	16,644	15,071
		ア 支 払 利 息	70,599	72,352	63,357	54,863	46,848	39,041	32,858	28,385	24,746	21,756	19,200	16,644	15,071
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		イ そ の 他													
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		△ 41,627	32,246	36,066	35,865	44,656	53,560	46,709	48,643	48,913	56,379	57,519	58,659	54,364
資本的 収 入	資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	439,728	418,851	425,173	413,351	358,608	339,541	283,598	274,837	252,551	233,672	219,338	205,004	204,760
		(1) 地 方 債	49,000	41,800	69,700	49,000	43,600	43,600	44,200	43,600	43,600	43,600	43,600	43,600	43,600
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	185,120	137,300	113,600	124,500	106,500	94,900	45,600	37,400	16,900	6,800	6,500	6,200	6,100
		(2) 他 会 計 補 助 金	184,358	227,869	229,991	227,969	196,626	189,159	181,916	181,955	180,169	171,390	157,356	143,322	152,178
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	19,100	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1,000
		(6) 工 事 負 担 金	2,150	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882	1,882
		(7) そ の 他													
	資本的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	483,044	451,097	461,239	449,216	403,264	393,101	330,307	323,480	301,464	290,051	276,857	263,663	259,124
		(1) 建 設 改 良 費	82,972	64,744	95,998	73,038	67,299	67,344	52,610	52,661	52,931	52,988	53,266	53,544	53,973
		ウ ち 職 員 給 与 費	7,343	11,317	11,462	11,611	11,763	11,917	12,074	12,234	12,395	12,561	12,730	12,899	13,070
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	400,072	386,353	365,241	376,178	335,965	325,757	277,697	270,819	248,533	237,063	223,591	210,119	205,151
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 43,316	△ 32,246	△ 36,066	△ 35,865	△ 44,656	△ 53,560	△ 46,709	△ 48,643	△ 48,913	△ 56,379	△ 57,519	△ 58,659	△ 54,364

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 84,943												
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 84,943												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)													
(N)-(O)	赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	116,088	107,151	104,716	102,599	100,465	98,434	97,477	95,375	93,937	92,482	91,059	89,636	87,960
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	3,832,414	3,654,126	3,472,185	3,269,507	3,083,642	2,896,385	2,708,488	2,518,669	2,330,636	2,330,636	2,143,973	1,957,310	2,372,474

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支 分		88,339	111,657	106,120	100,639	104,561	105,419	94,655	98,539	94,936	102,203	106,429	110,655	110,652
うち基準内繰入金		88,339	111,657	106,120	100,639	104,561	105,419	94,655	98,539	94,936	102,203	106,429	110,655	110,652
うち基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分		184,358	227,869	229,991	227,969	196,626	189,159	181,916	181,955	180,169	171,390	157,356	143,322	157,598
うち基準内繰入金		22,523	22,431	21,434	18,491	13,509	9,157	4,634	3,345	3,324	3,357	3,390	3,423	3,455
うち基準外繰入金		161,835	205,438	208,557	209,478	183,117	180,002	177,282	178,610	176,845	168,033	153,966	139,899	154,143
合 計		272,697	339,526	336,111	328,608	301,187	294,578	276,571	280,494	275,105	273,593	263,785	253,977	268,250